

説 明 資 料

1. 不良債権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 (参考) 不良債権問題の解決後のイメージ・・・・・・・・ 6
2. 銀行等の株式保有制限と銀行等保有株式取得機構(仮称)・・ 7
3. 証券市場の構造改革・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- (参考) 金融資本市場の課題と施策の「工程」・・・・・・ 12

平成13年8月28日

金 融 庁

平成 13 年 8 月 28 日

金 融 庁

金融資本市場の課題と施策

1. 不良債権問題

(1) 13年3月期の状況【①】

イ. 不良債権残高

			(兆円)			
			10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期
不良債権計(全国銀行ベース)			26.7	29.6	28.6	30.6(+2.0)
業態別	主要行		18.9	20.3	18.0	17.4(Δ0.6)
	地域行		7.8	9.4	10.6	13.2(+2.6)
区分別	要管理		11.1	9.7	8.1	10.6(+2.5)
	破綻懸念先以下		15.5	19.9	20.5	20.0(Δ0.5)

(注) リスク管理債権の計数。新生銀行(旧長銀)、あおぞら銀行(旧日債銀)を除く。

- 不良債権の残高は、主要行では減少したが、地域銀行で増加したため、全国銀行ベースでは若干増加。
- 内容的には、破綻懸念先以下は最終処理等により減少したが、要管理債権が検査を反映した査定の厳格化等により増加。地域銀行の不良債権の増加も、検査を反映した査定の厳格化等が主因。内容面では改善。

(注) 平成11年7月に金融検査マニュアルが公表され、これに基づく厳格な検査や会計監査が実施されてきた結果、貸出条件緩和債権の判定の仕方が統一化され、かつ、厳格化してきた。

- 「不良債権比率(不良債権/貸出金)」は5.72%(主要16行)。依然米国のピーク時(1991年;5.47%)を上回る水準。

(注)【実施時期】…項目の右横に表示

- ① 直ちにに取り組める事項(9月末までにできること)
- ② 臨時国会で法改正してできること
- ③ 10月以降にすること

ロ. 不良債権の処理に伴う損失(不良債権処分損)

		(兆円、%)			
		10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期
不良債権 処分損	主要行	9.9	10.4	4.5	4.3
	全国銀行	13.3	13.6	6.9	6.1
与信費用 比率	主要行	3.0	3.3	1.7	1.4
	全国銀行	2.4	2.7	1.4	1.2

(注) 主要行は、新生銀、あおぞら銀を除く16行ベース。

- 不良債権処分損(引当、償却、売却に伴う損失)は、11年3月期をピークに引き続き減少。不良債権の内容面における改善を反映。
- 「与信費用比率(不良債権処分損／貸出金)」も11年3月期をピークに減少。13年3月期(全国銀行; 1.2%)はすでに米国並みの水準であるが、利鞘との関係では依然として高水準。

(参 考) 米銀の与信費用比率 1.2%(1999年)

〃 利鞘 3.3%(〃)

邦銀の利鞘 0.58%(13年3月期)

(2) 査定の信頼性の確保【①】

不良債権処理の前提となる各銀行の自己査定の正確性を高めるため、主要行に対する検査を以下により抜本的に強化することとし、直ちに実施(今事務年度(13年7月～)の検査基本方針に織り込み)。

① 年1回検査の実施

これまで2年に1回程度の頻度で実施してきた検査を「年1回検査」の実施へ強化。

② フォローアップ検査(自己査定作業時のチェック)の実施

上記に加え、金融検査マニュアルに基づく直近検査において当局が指摘した事項について、銀行の自己査定作業に的確に反映されているかどうか

かをチェックするため、自己査定作業時期に「フォローアップ検査」を集中的に実施。

③ 検査集計結果の公表を検討

上記の検査集計結果については、何らかの形で公表することを検討。

(3) 不良債権の的確な処理

イ. 間接処理【①】

① 不良債権の保全状況

不良債権については、そのリスクに応じ担保・保証と貸倒引当金により保全。

＜不良債権の保全状況(全国銀行、13年3月期)＞ (単位: %)

	担 保・保 証	貸倒引当金	計
要管理債権	39.9	13.6	53.6
破綻懸念先債権	50.9	32.7	83.6
実質破綻先・破綻先債権	72.4	27.7	100
不良債権 計	52.1	25.2	77.4

② 担保評価

担保不動産の評価については、各金融機関において、定期的に鑑定士評価等により適正評価。サンプル調査によれば、実際の売却額は直前評価額を上回っている。

＜サンプル調査(全国銀行)＞ (億円)

直前期における評価額(A)	実際の売却額(B)	(B)－(A)
7,428	8,777	＋1,349

③ 要注意先債権等の健全化

○ 12年3月末に要注意先であった債務者のうち、12.8%が1年以内に正常化。他方、破綻懸念先以下に落ちたものは 8.4%(主要行のサンプル調査)。

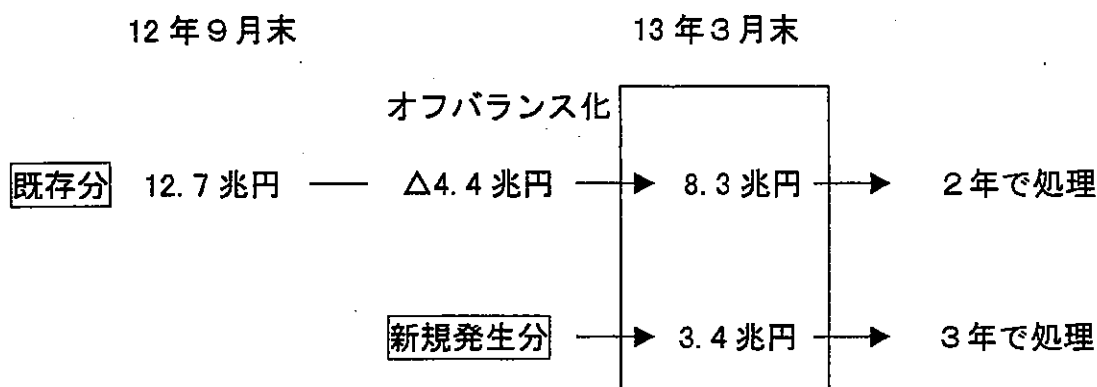
○ 金融当局としては、要注意先債権等の健全債権化及びそのための体制整備について各金融機関に要請済み。現在、地域銀行における具体的な取組み状況について、財務局長が頭取からヒアリングを実施中。

<債務者区分の12年3月末から13年3月末にかけての異動状況(主要行のサンプル調査)> (単位: %)

		13年3月末		
		正常	要注意	破綻懸念以下
12年3月末	正常	92.9	6.5	0.6
	要注意	12.8	78.8	8.4
	破綻懸念以下	1.0	5.3	93.7

ロ. 最終処理 【①】

① 「緊急経済対策」(4月6日)及び「基本方針」(6月26日)に基づき、不良債権(「破綻懸念先」以下)の最終処理を確実に実施。



(注) 13年3月期の通期(1年間)の最終処理実績額は6.9兆円

② 最終処理の4類型

法的整理	清算型	破産法等
	再建型	会社更生法、民事再生法等
私的整理		債権放棄
売却(信託)等		バルクセール、RCC等

③ 「私的整理」について、透明性、公正性、実効性を確保するため、「緊急経済対策」を踏まえ、全銀協、経団連等に「私的整理のガイドライン(日本版INSOL)」の作成を要請。6月29日に研究会で中間とりまとめ。さらに、9月末までの最終とりまとめに向け検討中。

④ 「RCC(整理回収機構)」の機能を抜本的に拡充し、不良債権処理の促進を図る。

○買取 不良債権買取りの買取条件や手続の見直しについて関係者間で既に検討を開始。

○信託 既に信託兼営の認可申請を受理し、審査中。なお、RCC内に信託業務準備室を設置し、具体的な信託スキーム等について検討中。

○企業再生 RCCにおいて、企業再生対策準備室を設置し、早期具体化に向け既に検討を開始。

○証券化 長銀旧本店ビルの証券化を実施中(9月に証券発行の予定)。今後、更に積極的に取組み。

○都市再生本部との連携 土地の有効利用等都市の再生に関する施策を推進するため、RCCの保有する不動産物件リストを都市再生本部へ提供。

(参考) 不良債権問題の解決後のイメージ

(1). 前提条件

① 集中調整期間(平成13年度～15年度)

我が国経済の抜本的な構造改革が進む一方、低成長が継続し、不良債権についても大量の新規発生。地価も相当程度、下落。

② 集中調整期間終了後(平成16年度～19年度)

経済の構造改革が実を結び、我が国経済の再生が実現すれば、不良債権の新規発生も正常化。地価下落も一段落。

(2). 各期間のイメージ(試算)

① 集中調整期間中(平成13年度～15年度)

不良債権についても大量の新規発生が継続することや、地価の下落が続くことから、不良債権残高、不良債権処分損ともに高い水準が継続。

② 集中調整期間後(平成16年度～19年度)

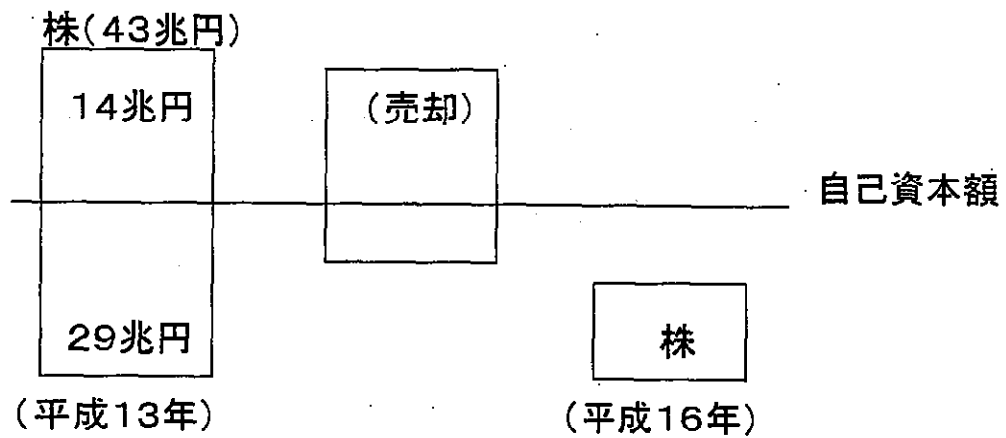
- 不良債権の新規発生が正常化し、地価の下落が一段落すれば、まず、不良債権処分損が正常化。
- 更に、集中調整期間中において新規に発生した不良債権の最終処理(発生後3年以内にオフバランス化)が平成19年度頃には一段落し、不良債権残高も正常化。

<試算(主要15行)>

年 度	平成12(実績)	平成13～15	平成16～19
不良債権残高	17.4兆円	ほぼ横這い	逓減し、7～10兆円に
不良債権比率	5.72%	5%台	逓減し、2～3%に
不良債権処分損	4.3兆円	3兆円前後	0.6～1.0兆円
与信費用比率	1.4%	1%程度	0.2～0.3%

2. 銀行等の株式保有制限と銀行等保有株式取得機構(仮称)

- (1) 銀行等の株式保有について、株価変動リスクを限定するために自己資本の範囲内とする上限規制を課す。

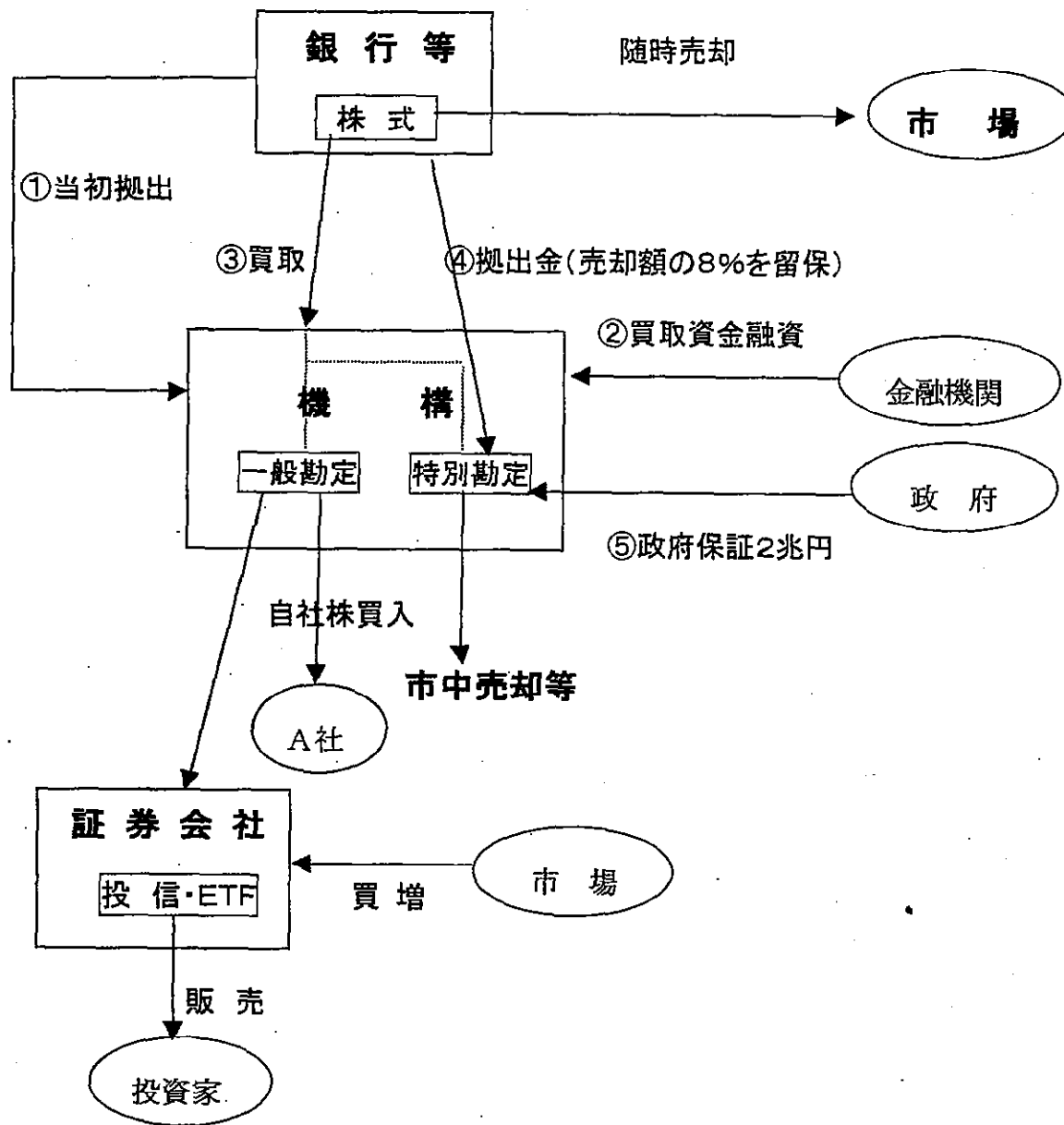


(注1) 一定の場合には、1～2年の猶予期間を設ける。

(注2) 子会社やベンチャー企業の株式については、別途の取扱い。

(注3) 保有株式のリスク評価について、新たにBIS規制が導入された場合には、整合性をとる。

(2) 保有制限の実施に伴い、株式の市場売却を補完するセーフティーネットとして「銀行等保有株式取得機構(仮称)」を設立。



(3) 上記(1)及び(2)に係る法案を次期国会に提出、来年1月の機構設立を目指す。

【②】

3. 証券市場の構造改革

(1) 改革の基本

銀行のみがリスクを負担する時代から、リスクを本来の最終の負担者である個人に広く薄く分散させる時代へ移行が必要。

- ① 企業 借入から資本へ
- ② 個人 貯蓄から投資へ
- ③ 政府 貯蓄尊重から投資重視へ
- ④ 金融のあり方 間接金融から直接金融へ

(2) 具体的施策

イ. 個人投資家の証券市場への信頼の向上

① 証券会社の営業姿勢の転換に向けた方策

- 行為規制違反に係る全行政処分の公表 【①】
- 個人投資家中心のビジネス・モデル構築の奨励 【①】
- 証券外務員の資質の定期的なチェックシステムの導入 【①】

② 行政による市場監視の強化

- 監視委員会の個人投資家重視の監視行政のための人員増強等【①】
- 個人投資家を守るための厳格な行政処分の実施 【①】
- コングロマリット化等に対応した検査局と証券取引等監視委員会の連携強化 【①】

③ 市場インフラの整備

- 目論見書の電子交付の促進 【①】
- 株式投資単位の引下げの具体化 【①】

④ 自主規制機関による市場監視の強化

- 証券外務員等の処分の公表の実施 【①】

○ 苦情処理・紛争解決内容の積極的公表 【①】

⑤ 発行企業の株主重視の経営姿勢の確立

○ 発行企業の決算短信におけるROE(株主資本利益率)等の目標設定及びその向上に向けた具体的施策の公表 【①】

○ 発行企業の四半期短信による経営情報開示の促進 【①】

ロ. 個人投資家にとって「魅力ある投資信託」の実現

① 個人投資家にとって「魅力ある投資信託」の実現のための環境整備

○ 投資家に分かりやすいように目論見書の記載内容改善 【③】

○ 投資信託の販売手数料の引下げ等に向けた目論見書の記載方法の見直し 【③】

○ 上場投資信託(ETF)の範囲の拡大

○ 上場投資信託(ETF)の普及促進 【③】

② 株式投資信託の税制改革(後掲)

③ 投資家に対する広報の促進 【①】

ハ. 個人投資家によるリスクキャピタル供給のための税制改革(要望)

① 株式等譲渡益課税の抜本的改革

○ 申告分離課税の改善

譲渡損失の繰越控除制度の創設、税率引下げ、長期保有上場株式等に対する優遇策(特別控除)の拡充・恒久化等

○ 投資家にとって簡易な納税の仕組みの構築(申告不要制度の創設)

○ 円滑な制度移行のための経過措置

・ 取得価格が不明な株式への経過措置

・ 源泉分離課税の継続利用者を対象に、税率(譲渡金額の 1.05%)引

上げの上(例えば譲渡金額の2%程度)、当分の間、源泉分離課税制度の利用を認める。

② 配当課税の改善

- 少額配当申告不要制度の限度額(1銘柄当たり年間10万円)引上げ等

③ 株式投資信託の税制改革

- 源泉徴収課税の仕組みを維持した上で、投資家が申告した場合に、損益通算、損失繰越、長期運用の優遇を可能とする。

④ 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置の創設

- 長期に株式等に投資する条件で親子間等贈与の贈与税の特例創設等

二. 投資家教育

- 金融庁のホームページにおける学校教育支援事業サイトの新設【①】
- 投資家向けQ&Aの拡充 【①】

(参考)

金融資本市場の課題と施策の「工程」

1. 直ちにに取り組める事項(9月末までにできること)

(1) 不良債権問題

○13年3月期の状況

- ・13年3月期のリスク管理債権を開示
- ・「不良債権比率(不良債権／貸出金)」、「与信費用比率(不良債権処分損／貸出金)」の状況を把握

○査定の正確性の確保

- ・年1回検査の実施
- ・フォローアップ検査(自己査定作業時のチェック)の集中的実施

○不良債権の的確な処理

- ・要注意先債権等の健全債権化及びそのための体制整備について各金融機関に要請済み。現在、地域銀行における具体的な取り組み状況について、財務局長が頭取からヒアリングを実施中。

○不良債権(「破綻懸念先」以下)の最終処理

- ・不良債権の最終処理に向けて13年3月期においてオフバランス化を実施
- ・「私的整理」について、研究会が「私的整理のガイドライン(日本版INSOL)」の9月末までの最終とりまとめに向け検討中。

○「RCC(整理回収機構)」の機能の抜本的拡充

- ・買取 不良債権買取りの買取条件や手続の見直しについて関係者間で既に検討を開始。
- ・信託 既に信託兼営の認可申請を受理し、審査中。なお、RCC内に信託業務準備室を設置し、具体的な信託スキーム等について検討中。

- ・企業再生 RCCにおいて、企業再生対策準備室を設置し、早期具体化に向け既に検討を開始。
- ・証券化 長銀旧本店ビルの証券化を実施中(9月に証券発行の予定)。今後、更に積極的に取り組み。
- ・都市再生本部との連携 土地の有効利用等都市の再生に関する施策を推進するため、RCCの保有する不動産物件リストを都市再生本部へ提供。

(2)証券市場の構造改革

○個人投資家の証券市場への信頼の向上

- ・行為規制違反に係る全行政処分の公表
- ・個人投資家中心のビジネス・モデル構築の奨励
- ・証券外務員の資質の定期的なチェックシステムの導入
- ・監視委員会の個人投資家重視の監視行政のための人員増強等
- ・個人投資家を守るための厳格な行政処分の実施
- ・コングロマリット化等に対応した検査局と証券取引等監視委員会の連携強化
- ・目論見書の電子交付の促進
- ・株式投資単位の引下げの具体化
- ・証券外務員等の処分の公表の実施
- ・苦情処理・紛争解決内容の積極的公表
- ・発行企業の決算短信におけるROE(株主資本利益率)等の目標設定及びその向上に向けた具体的施策の公表
- ・発行企業の四半期短信による経営情報開示の促進

○個人投資家にとって「魅力ある投資信託」の実現

- ・投資家に対する広報の促進

○投資家教育

- ・金融庁のホームページにおける学校教育支援事業サイトの新設
- ・投資家向けQ&Aの拡充

2. 臨時国会で法改正してできること

銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)に係る法案を次期国会に提出、来年1月の機構設立を目指す。

3. 10月以降にすること

○証券市場の構造改革

- ・投資家に分かりやすいように目論見書の記載内容改善
- ・投資信託の販売手数料の引下げ等に向けた目論見書の記載方法の見直し
- ・上場投資信託(ETF)の普及促進

4. その他

○証券市場の構造改革

- ・個人投資家によるリスクキャピタル供給のための税制改革(要望)